

令和6年度学生と若手社会人の交流事業業務委託企画競争実施の公示

岡山市委託業務企画競争実施に関する要綱第7条第1項の規定により、次のとおり公示します。

令和6年4月26日

岡山市長 大森 雅夫

1 目的

令和6年度学生と若手社会人の交流事業を実施するにあたり、提案書の公募による企画競争を実施し、受託事業者を特定するもの。

2 業務の概要

- (1) 委託名 令和6年度学生と若手社会人の交流事業業務委託
- (2) 業務内容 別添仕様書（案）参照のこと。
- (3) 委託期間 契約日から令和7年3月31日まで
- (4) 概算予算額 総額3,400,000円(消費税及び地方消費税を含む。)以内
- (5) 支払条件 完了後払い
- (6) 契約保証 契約保証金（契約金額の10/100以上の額）
本契約に係る契約保証金の種類は、①契約保証金の納付、②有価証券の提供、
③銀行等の金融機関の保証、④履行保証保険による保証のいずれかとする。

3 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び岡山市契約規則（平成元年市規則第63号。以下「契約規則」という。）第2条第1項に掲げる者でないこと。
- (2) 参加申請書の提出日から契約の相手方として決定されるまでの間、岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について（昭和61年市告示第120号）に基づき、岡山市一般競争（指名競争）入札参加資格有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登載され、「役務」部門に登録のあること。
- (3) 参加申請書の提出日から契約の相手方として決定されるまでの間、岡山市指名停止基準に基づく、指名停止又は指名留保期間中でないこと。
- (4) 委託事務事業の執行の適正化に関する規程（昭和58年市訓令甲第20号）第10条第1項及び第2項に定める市内業者、市内扱い業者又は準市内業者であること。
- (5) 職業安定法（昭和22年法律第141号）に基づく有料職業紹介事業の許可を受けていること。

4 日程及び期限

内容	日程・期限
仕様書（案）等の交付	公示日～令和6年5月20日（月）
仕様書（案）等に関する質問受付	令和6年5月8日（水）午後5時まで（必着）
仕様書（案）等に関する質問回答	令和6年5月13日（月）午後5時までに 岡山市ホームページ上に掲載

企画提案書等の提出	令和6年5月14日（火）から 令和6年5月20日（月）午後5時まで（必着）
ヒアリングの実施	令和6年5月28日（火）頃
特定結果の通知	令和6年5月30日（木）頃

5 仕様書（案）等の交付方法

岡山市ホームページ（事業者情報＞入札・契約＞その他の入札情報＞企画競争・その他＞令和6年度）からダウンロードすること。

ホームページアドレス

(<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/category/5-3-13-1-16-0-0-0-0-0.html>)

6 仕様書（案）等に関する質問の受付及び回答

仕様書（案）等に関する質問を受け付ける。なお、質問は「令和6年度学生と若手社会人の交流事業業務委託企画競争に係る質問書（様式3）」で行う。ただし、評価基準の配点等、審査に支障をきたす質問については受け付けない。

(1) 受付方法

電子メールでメール件名を「【企画競争質問】令和6年度学生と若手社会人の交流事業業務委託」として、岡山市産業観光局商工部創業支援・雇用推進課雇用推進係へ提出すること。

なお、電子メール送信後、電話（直通〔086〕803-1315）により着信確認をすること。

電子メール：koyousuishin@city.okayama.lg.jp

(2) 回答方法

岡山市ホームページ（事業者情報＞入札・契約＞その他の入札情報＞企画競争・その他＞令和6年度）へ掲載する。

7 企画提案書等の提出

(1) 提出方法

岡山市産業観光局商工部創業支援・雇用推進課雇用推進係宛に持参又は郵送により提出すること。郵送の場合は「令和6年度学生と若手社会人の交流事業業務委託企画提案書在中」と朱書きの上、一般書留又は簡易書留により郵送すること。

(2) 提出書類

ア 企画競争参加申請書（様式1）

イ 企画提案書（様式2-1から様式2-7まで）

- ・原則としてA4判両面使用・縦置き横書き・左綴じとすること。ただし、説明のためやむをえない場合、A3判横折に一部変更することは差し支えないものとする。

- ・各ページの下部中央にページ番号を印字すること。

- ・必要に応じて、別紙の添付等により記載すること。

ウ 有料職業紹介事業許可証の写し

(3) 提出部数

ア 社名、代表者印（岡山市に届け出た使用印）のあるもの 1部（正本）

イ 社名、代表者印のないもの 7部（副本）（上記(2)ア、ウを除く。）

ウ 副本の電子ファイル 1部

記録媒体は、CD-R若しくはDVD-Rとする。なお、マイクロソフトオフィス2016

で閲覧可能なファイルとすること。

(4) 注意事項

ア 企画競争参加申請書（様式1）において、有資格者名簿に委任先が登録されている場合は、委任先を記入すること。

イ 企画提案書表紙（様式2-1）について、正本は「提案者の住所及び商号又は名称」の欄を記入し、副本は「提案者の住所及び商号又は名称」の欄は空欄とすること。

ウ 企画提案書（様式2-2から様式2-7）には、提案者が判別できるような記載等を行わないこと。

エ 経費の積算表（様式2-7）の作成に当たっては、仕様書（案）及び提案を満たす必要経費を適切に計上すること。記載金額については、本業務の総額の本体価格（税抜）、消費税額（地方消費税を含む）を別々に記載し、合計金額を明記すること。

オ 仕様書（案）等に関する質問回答を確認の上、提出すること。

カ 提出期限までに提出されなかった提案書は、いかなる理由でも受理しない。

キ 提案書の提出後においては、提出期限にかかわらず、差し替え、再提出、追加提出は認めない。

ク 参加申請書提出後に辞退する場合は、提案書提出期限までに企画競争参加辞退届（様式4）を岡山市産業観光局商工部創業支援・雇用推進課雇用推進係に持参すること。

8 企画提案書記載項目

(1) 提案の基本的な考え方及び事業全体の実施体制について（様式2-2）

(2) 事業実施スケジュールについて（様式2-3）

(3) 学生向けイベントの企画・運営について（様式2-4）

(4) 参加企業募集について（様式2-5）

(5) 参加者募集（広報周知）について（様式2-6）

(6) 経費の積算表（様式2-7）

9 特定方法等

(1) 審査体制

雇用対策等関連業務委託企画競争審査委員会（以下「委員会」という。）で審査を行い、最適提案者及び次順位の提案者（次点）を特定する。

(2) 審査方法

ア 委員会は、提出書類及び提案者へのヒアリングにより、審査項目について審査を行う。

イ 委員会は、評価基準をもとに100点満点で審査し、得点により最適な提案者及び次順位の提案者（次点）を特定する。

ウ 委員の審査点数の平均点が、60点を下回る提案については特定しないものとする。

エ 委員による審査の結果、提案が同点となり最適提案者が特定できない場合、「(4)評価基準」の「事業の内容」の得点が高い提案者を特定する。

(3) ヒアリングの実施

提案について以下のとおりヒアリングを実施する。

ア 出席者は1提案者につき2名以内とする。

イ 資料の追加及びプロジェクター等の機材の使用はできない。

ウ 発表時間は15分以内とし、その後委員会の委員が質問を行う。

エ 詳細な日時、場所については決定次第通知する。

(4) 評価基準

別紙「令和6年度学生と若手社会人の交流事業業務委託企画提案書等評価基準」のとおり

(5) 提案者の失格

契約の相手方として決定するまでに、提案者が次のいずれかに該当する場合には失格とする。

ア 「3 参加資格」を満たさなくなった場合

イ 提出書類に虚偽又は不備があった場合

ウ 契約の履行が困難と認められるに至った場合

エ 提案者が個別に委員会の委員と接触を持つなど審査の公平性を害する行為があった場合

オ 提案者がヒアリングに出席しない場合

カ 見積額が概算予算額を超過している場合

キ その他委員会で、本事業の遂行にふさわしくないと認められた場合

(6) 特定結果の通知

最適な提案者に対しては提案書を特定したことを書面で通知する。特定されなかった提案者へは提案書を特定しなかったこと及び特定しなかった理由を書面で通知する。

10 契約手続等

最適な提案者は、企画競争を実施した結果、最適な者として特定しただけであり、契約を締結するまでは契約関係を生じない。

委員会で選定された最適な提案者と協議し、企画・提案内容を反映した仕様書を調整の上、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条に定める随意契約の方法により契約を締結するものとする。

なお、最適な提案者と協議が整わない場合、又は最適な提案者が契約締結するまでの間に失格条件に該当した場合等において、次順位の提案者（次点）と協議できるものとする。

11 その他留意事項

(1) 同一の提案者による複数の提案は認めない。

(2) 提案書の作成及び提出に関する費用は、すべて提案者の負担とする。

(3) 提出された提案書等は、事業受託者の選定以外には使用しない。

(4) 特定しなかった提案書は、原則として返却する。返却が不要な場合は、提案時にその旨を報告すること。

(5) 提案書に虚偽の記載を行った場合、当該提案書を無効とするとともに、提案者に対しては指名停止を行うことがある。

(6) 提案書は、岡山市情報公開条例（平成12年市条例第33号）の規定に基づき開示請求されたときは、開示することにより、当該法人又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、開示の対象となる。ただし、提案書特定期間中は、同条例第5条第4号イの規定により、開示の対象としない。

(7) この企画競争の概算予算額は、この業務の契約締結に係る許容（予定）価格ではない。

(8) この企画競争において使用する言語は日本語とし、通貨及び単位は日本国通貨及び円とする。

(9) 本業務にかかる契約手続については、岡山市契約規則及び岡山市委託業務企画競争

実施に関する要綱に定めるところによる。

1 2 提出先・問い合わせ先

岡山市産業観光局商工部創業支援・雇用推進課雇用推進係（岡山市役所本庁舎 5 階）

担当：中山、藤井

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目 1 番 1 号

電 話：(086)803-1315

F A X：(086)803-1738

電子メール：koyousuishin@city.okayama.lg.jp